

コンプライアンス体制

三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

三井住友フィナンシャルグループは、複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、より一層コンプライアンスの徹底に努め、もって、真に優良なグローバル企業集団の確立を目指しています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループは、コンプライアンスについて、グループのCSRに関する共通理念である「ビジネス・エシックス」(P52)においてこれを定め、その強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス面からのグループ管理

三井住友フィナンシャルグループは、金融持株会社として、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、グループ会社のコンプライアンス等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行える体制の整備に努めています。

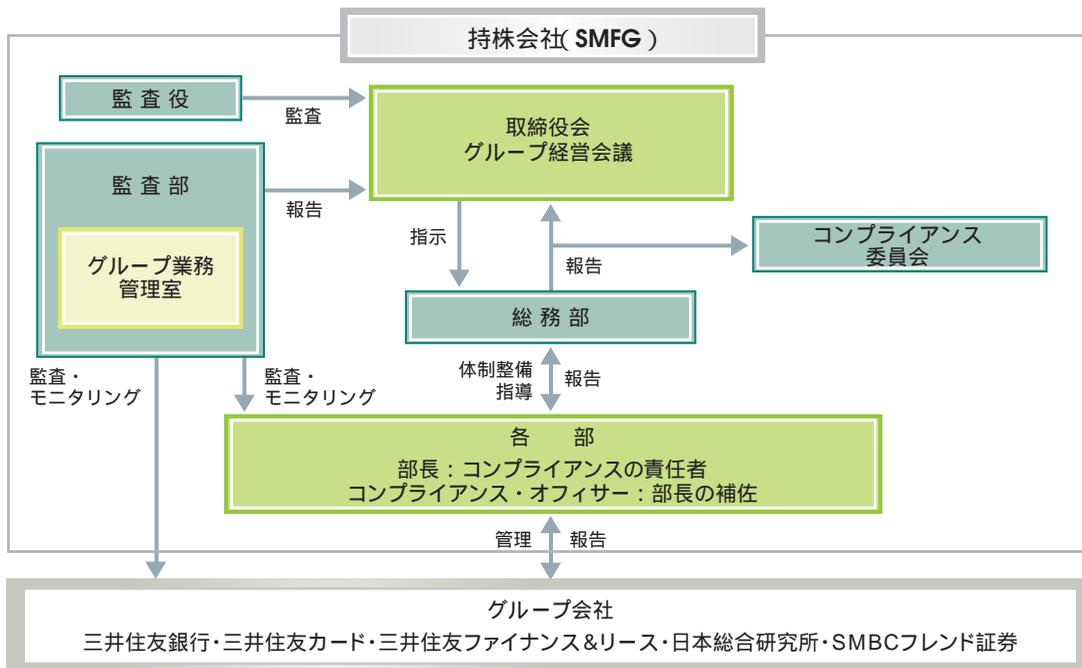
具体的には、グループ会社との定例打合せや個別面談等を通じて、各社の自律的コンプライアンス機能の状況を管

理していますが、平成20年度については、グループ各社における実効的なモニタリングの実施、独占禁止法遵守の徹底、利益相反等管理体制の強化、などを重点施策と位置付け、グループ各社に対するコンプライアンス面での管理を強化しています。

モニタリングの高度化

金融商品取引法等、金融関連法令の整備が進められるなか、従来以上に、コンプライアンス確保のためのきめ細やかな対応が求められており、問題発生の予兆を早期に発見して改善に繋げるモニタリングの重要性が高まっています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループでは、コンプライアンス・マニュアルグループ会社規則において、グループ各社におけるモニタリングの実施方法や、実施状況に対する指導・監督等に関する手続を定め、もって、モニタリングの高度化を通じたコンプライアンス強化を図っています。



コンプライアンス体制 三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

三井住友銀行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命と社会的責任に照らし、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

三井住友銀行では、三井住友フィナンシャルグループの基本方針を踏まえ、全役職員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求めるなど、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス体制と運営

三井住友銀行では、「各店舗が自己責任において事前にコンプライアンスにかかる判断を実施し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしています。

この二元構造を維持し、有効に機能させていくために、総務部と法務部の2つの部からなる「コンプライアンス部門」が、経営の指示のもと、コンプライアンス確保のための体制整備を企画・推進すると共に、各店舗に対する指示・モニタリングや、各店舗のコンプライアンスにかかる判断のサポートを実施しています。

具体的な三井住友銀行のコンプライアンス体制の枠組みは、下図に示す通りであり、このような枠組みを有効に機能させるべく、三井住友銀行では、次のような運営を行っています。

コンプライアンス・マニュアルの制定

役職員が行動を選択する上で、その目標・指針となるよう、60の行動原則からなるコンプライアンス・マニュアルを取締役会の決議をもって制定し、役職員に周知徹底しています。

コンプライアンス・プログラムの策定

三井住友銀行および連結対象各社におけるコンプライアンスを有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進めています。特に平成20年度は、各種モニタリングの高度化・実効性向上のための施策や、営業拠点におけるコンプライアンス・オフィサーの機能強化、金融商品取引法や保険窓販全面解禁に対応した各種施策の継続実施等、態勢整備や教育・研修、モニタリングの強化等を進めています。

コンプライアンス・オフィサー等の設置

各店舗に設置しているコンプライアンス・オフィサーに加え、法人部門、個人部門など一部の業務部門においては、業務推進ラインから独立した「コンプライアンス統括オフィサー」を配置し、営業拠点のコンプライアンス活動の指導・監督を実施しています。

コンプライアンス委員会の設置

行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、行内の横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、関連部長を委員としていますが、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、外部有識者にも委員として出席いただいております。

コンプライアンス体制の基本図

